



埼玉県報

第 2878 号
平成 29 年(2017 年)
2 月 28 日
火曜日

目次

規則

- 埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則（住宅課）
- 埼玉県放置違反金に係る督促及び滞納処分並びに延滞金の徴収に関する規則の一部を改正する規則（交通指導課）

告示

- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（北部地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の認定に係る公示（共助社会づくり課）
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（共助社会づくり課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の変更の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の廃止の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出(社会福祉課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 農用地利用配分計画の認可（農業ビジネス支援課）

- 放置違反金収納事務委託契約の告示（交通指導課）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）

規 則

埼玉県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年二月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第三号

埼玉県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県営住宅条例施行規則（昭和五十一年埼玉県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

別表中三一六の項を三二六の項とし、二八二の項から三一五の項までを十項ずつ繰り下げ、二八一の項を二九〇の項とし、同項の次に次のように加える。

二一九一	URコンフォール霞ヶ丘住宅	ふじみ野市霞ヶ丘一丁目	高層耐火	四九・七八から 六四・七九まで	二五
------	---------------	-------------	------	--------------------	----

別表中二八〇の項を二八九の項とし、二六五の項から二七九の項までを九項ずつ繰り下げ、二六四の項を二七二の項とし、同項の次に次のように加える。

二七三	UR北坂戸駅前ハイツ住宅	坂戸市薬師町	高層耐火	五八・八二から 六〇・二九まで	一〇
-----	--------------	--------	------	--------------------	----

別表中二六三の項を二七一の項とし、二六二の項を二七〇の項とし、二六一の項を二六九の項とし、二六〇の項を二六六の項とし、同項の次に次のように加える。

二六七	URみさと住宅	三郷市彦成三丁目	高層耐火	四一・六二から 四二・八九まで	三〇
二六八	UR三郷早稲田パークハイツ第二住宅	三郷市早稲田四丁目	高層耐火	六二・五二	一〇

別表中二五九の項を二六五の項とし、二五八の項を二六三の項とし、同項の次に次のように加える。

二六四	URコンフォール鶴瀬住宅	富士見市鶴瀬西二丁目	高層耐火	五〇・四三	五
-----	--------------	------------	------	-------	---

別表中二五七の項を二六二の項とし、二五一の項から二五六の項までを五項ずつ繰り下げ、二五〇の項を二五四の項とし、同項の次に次のように加える。

二五五	UR久喜中央ハイツ住宅	久喜市久喜中央一丁目	高層耐火	六〇・〇四から 六二・〇三まで	三
-----	-------------	------------	------	--------------------	---

別表中二四九の項を二五三の項とし、一七六の項から二四八の項までを四項ずつ繰り下げ、一七五の項を一七八の項とし、同項の次に次のように加える。

一七九	URパークシティ鴻巣駅	鴻巣市赤見台一	中層耐火	六三・五六から 七四・八四まで	四
-----	-------------	---------	------	--------------------	---

前プラザ第三住宅	丁目	高層耐火	六七・五三	三
----------	----	------	-------	---

別表中一七四の項を一七七の項とし、一二二の項から一七三の項までを三項ずつ繰り下げ、一二一の項を一二二の項とし、同項の次に次のように加える。

一二三	UR所沢パークタウン駅前通り住宅	所沢市並木三丁目	高層耐火	五七・七六	一二
一二四	URプラザシティ新所沢 けやき通り第二住宅	所沢市緑町四丁目	高層耐火	五〇・一二から 六四・三八まで	二
			中層耐火	五一・四九	六

別表中一二〇の項を一二一の項とし、九九の項から一一九の項までを一項ずつ繰り下げ、九八の項の次に次のように加える。

九九	UR川口芝園住宅	川口市芝園町	高層耐火	四一・六〇から 六二・六一まで	一〇
----	----------	--------	------	--------------------	----

附 則

この規則は、平成二十九年三月一日から施行する。

規 則

埼玉県放置違反金に係る督促及び滞納処分並びに延滞金の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 2月28日

埼玉県公安委員会委員長 木 村 健 司

埼玉県公安委員会規則第 2 号

埼玉県放置違反金に係る督促及び滞納処分並びに延滞金の徴収に関する規則の一部
を改正する規則

埼玉県放置違反金に係る督促及び滞納処分並びに延滞金の徴収に関する規則（平成18年埼玉県公安委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 1 号中「記載の金融機関」を「記載のとおり」に、「納付場所の金融機関」を「納付場所」に改める。

別記様式第 2 号を次のように改める。

別記様式第2号（第2条関係）

<input type="checkbox"/> 埼玉県収納済通知書 公 通常払込料金 加入者負担	埼玉県納入通知書 兼払込金受領証 公 通常払込料金 加入者負担	埼玉県納入通知書兼領収書																																																																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>加入者名</td> <td>口座記号 番号</td> <td>金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>収納機 関番 号</td> <td>納付 番号</td> <td>確認 番号</td> <td>納付 区分</td> </tr> <tr> <td>納入 期限</td> <td>年 月 日</td> <td>納付 目的</td> <td></td> </tr> </table>	加入者名	口座記号 番号	金額	円	収納機 関番 号	納付 番号	確認 番号	納付 区分	納入 期限	年 月 日	納付 目的		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>加入者名</td> <td>口座 記号 番号</td> <td>金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td></td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>納入者</td> <td colspan="3" rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">様 <small>※ゆうちょ銀行又は郵便局でのお支払の場合には、左側の金額だけを提出してください。</small></td> </tr> <tr> <td>納付 目的</td> </tr> <tr> <td>納付番号</td> </tr> <tr> <td>確認番号</td> </tr> <tr> <td>納入期限</td> <td>年 月 日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>課所名</td> <td>収納済印</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(金融機関保管・コンビニ店舗控)</td> </tr> </table>	加入者名	口座 記号 番号	金額	円	金額			円	納入者	様 <small>※ゆうちょ銀行又は郵便局でのお支払の場合には、左側の金額だけを提出してください。</small>			納付 目的	納付番号	確認番号	納入期限	年 月 日			課所名	収納済印					(金融機関保管・コンビニ店舗控)		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>加入者名</td> <td>口座 記号 番号</td> <td>金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>収納機 関番号</td> <td>納付 番号</td> <td>納付 区分</td> <td>納入 期限</td> </tr> <tr> <td>確認 番号</td> <td></td> <td></td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>納付 目的</td> <td colspan="3">上記の金額を納入してください。 年 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>歳入徴収権者</td> <td></td> <td>印</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">納入場所 埼玉県指定金融機関、埼玉県指定代理金融機関、埼玉県収納代理金融機関、 放置違反金収納事務に関して埼玉県と契約したコンビニエンスストア</td> </tr> <tr> <td>課所名</td> <td>収納済印</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">納入者住所氏名</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">様</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(納入者保管)</td> </tr> </table>	加入者名	口座 記号 番号	金額	円	収納機 関番号	納付 番号	納付 区分	納入 期限	確認 番号			年 月 日	納付 目的	上記の金額を納入してください。 年 月 日				歳入徴収権者		印		納入場所 埼玉県指定金融機関、埼玉県指定代理金融機関、埼玉県収納代理金融機関、 放置違反金収納事務に関して埼玉県と契約したコンビニエンスストア			課所名	収納済印			納入者住所氏名		様				(納入者保管)	
加入者名	口座記号 番号	金額	円																																																																										
収納機 関番 号	納付 番号	確認 番号	納付 区分																																																																										
納入 期限	年 月 日	納付 目的																																																																											
加入者名	口座 記号 番号	金額	円																																																																										
金額			円																																																																										
納入者	様 <small>※ゆうちょ銀行又は郵便局でのお支払の場合には、左側の金額だけを提出してください。</small>																																																																												
納付 目的																																																																													
納付番号																																																																													
確認番号																																																																													
納入期限	年 月 日																																																																												
課所名	収納済印																																																																												
		(金融機関保管・コンビニ店舗控)																																																																											
加入者名	口座 記号 番号	金額	円																																																																										
収納機 関番号	納付 番号	納付 区分	納入 期限																																																																										
確認 番号			年 月 日																																																																										
納付 目的	上記の金額を納入してください。 年 月 日																																																																												
	歳入徴収権者		印																																																																										
	納入場所 埼玉県指定金融機関、埼玉県指定代理金融機関、埼玉県収納代理金融機関、 放置違反金収納事務に関して埼玉県と契約したコンビニエンスストア																																																																												
課所名	収納済印																																																																												
納入者住所氏名		様																																																																											
		(納入者保管)																																																																											

附 則

この規則は、平成29年3月1日から施行する。

告 示

埼玉県告示第二百四十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十九年二月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十九年二月二十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人熊谷市ほたるを保護する会

三 代表者の氏名

柴田 忠雄

四 主たる事務所の所在地

埼玉県熊谷市三本千九百二十七番地二

五 定款に記載された目的

この法人は、市民等に潤いを与える自然発生しているゲンジボタルを保護し、子供達に繋いでいくため、市民等と一体になって環境保全を図る活動を目的とする。

告 示

埼玉県告示第二百四十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十五条第一項の規定により、次の特定非営利活動法人を認定したので、同法第四十九条第二項の規定により公示する。

平成二十九年二月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

特定非営利活動法人夢舞台

二 代表者の氏名

新井 秀親

三 主たる事務所の所在地

埼玉県日高市大字原宿八十九番地十

四 当該認定の有効期間

平成二十九年二月二十八日から平成三十四年二月二十七日まで

告 示

埼玉県告示第二百五十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款、役員名簿並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十九年二月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十九年二月九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人きの子舎

三 代表者の氏名

村尾 俊明

四 主たる事務所の所在地

（変更前） 千葉県市川市市川一丁目二十三番二十六―五〇五号

（変更後） 埼玉県和光市新倉一丁目二十八番十一号

五 定款に記載された目的

（変更前） 障害を持つ人達とその家族が、生まれ育った地域の中で安心して老後の生活が営める生活基盤を整備するために、主として障害者自立支援法の共同生活介護・共同生活援助による最終生活を送る生活施設やその他の地域支援システムを、いろいろな形態で確保することを目的とする。また、この法人は、福祉施設等の福祉サービス第三者評価に関する事業を行い、福祉施設等を利用している者、或いは利用しようとする者にサービスの質や内容についてわかりやすい情報を提供し、各々に適合した質の高い福祉サービスの選択に寄与し、豊かな社会を実現することを目的とする。

（変更後） 障害を持つ人達とその家族が、生まれ育った地域の中で安心して生活が営める生活基盤を整備するために、主として障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の共同生活援助（グループホーム）による最終生

活を送る生活施設やその他の地域支援システムを、いろいろな形態で確保することを目的とする。また、この法人は、福祉施設等を利用している者、或いは利用しようとする者にサービスの質や内容についてわかりやすい情報を提供し、各々に適合した質の高い福祉サービスの選択に寄与し、豊かな社会を実現することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第二百五十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施設を担当する機関として、次の者を指定した。

平成二十九年二月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名称	開設者名	所在地	指定年月日
かなざわクリニク	金澤 健太	鶴ヶ島市富士見二―一 ―五	平成二十九年二月 一日
桶川日出谷診療所	医療法人社団 仁志会	桶川市下日出谷西三― 三―四	平成二十八年十二 月二十九日
医療法人社団豊栄 会 えぐち眼科	医療法人社団 豊栄会	北葛飾郡杉戸町清地四 ―〇―二四	平成二十八年十二 月一日
医療法人社団清愛 会 田中耳鼻いん こう科	医療法人社団 清愛会	所沢市西狭山ヶ丘一― 三一―八一―一	平成二十九年一月 一日
医療法人社団みの り会 メイブルク リニク	医療法人社団 みのり会	所沢市山口三三―一 グランディール二〇二	平成二十八年十一 月一日
榎原医院	榎原 義之	北本市東間七―二四二	平成二十九年一月 一日
にし内科眼科クリ ニク	西 美紀	鶴ヶ島市富士見一―二 ―一 ワカバウオーク 内	平成二十八年九月 十九日
医療法人幸和会 横山内科循環器科 医院	医療法人 幸和会	東松山市上野本一三二 ―六	平成二十八年十二 月一日
榎本耳鼻咽喉科	医療法人 医仁会	東松山市材木町二―二 九	平成二十八年十一 月一日

岡店 コグマ薬局 上福 株式会社 R7メ ダイカル	藤巻歯科医院 久史会 医療法人社団	ク 佐藤歯科クリニッ ク 佐藤 義則	みんなのはっとり 歯科医院 医療法人社団 こころづ会	白会 桜歯科 聖白会 医療法人社団	たかだ歯科・矯正 歯科クリニッ ク 会 医療法人 孝郎	根岸デンタルクリ ニッ ク 根岸 光雅	正歯科 にしむら歯科・矯 正歯科 会 医療法人 邦歯会	すずき矯正歯科 鈴木 巖	高野歯科医院 高野 梨沙	マミー歯科 竹内 京子
ふじみ野市上福岡一三 一八	草加市栄町二一 九一〇 E V I S S A N 松原三〇	F 草加市栄町二一 九一〇 松原ツインタワービル二	二 朝霞市根岸台六一 四一三 ライオンズマンショ ン朝霞根岸台第二一 〇一〇	階 新座市東北二一 三一 二 ドライジーネM, s 一	二一 二一 一〇三 富士見市西みずほ台三一 二一 一〇三	北本市山中一 一六六	ワラビル一F 蓮田市本町一 二五	川口市栄町三一 七七一 かわぐちキャステイ 六F	春日部市中央四 一 九一 一 四 板橋ビル一F	一三 鶴ヶ島市富士見二 一 二七
平成二十九年一月 一日	平成二十八年十二 月十二日	平成二十九年二月 一日	平成二十九年一月 一日	平成二十八年十二 月一日	平成二十八年五月 一日	平成二十九年一月 一日	平成二十八年四月 十一日	平成二十八年十月 一日	平成二十八年十一 月一日	平成二十九年二月 一日

局	かくの木 菅沢薬株式会社	たかさか薬局	大信薬局 元加 治店	有限会社 神田 薬局	大信薬局 大野 原店	ウエルシア薬局 坂戸薬師町店	ミドリ薬局 若葉 店	ふじみ薬局 おうぎ台店	ファイン薬局 本庄日の出店	すずかけ通り薬局
木	株式会社 かくの木	大室 真未	株式会社 デイ・シー・トレーディング	株式会社 神田 薬局	株式会社 デイ・シー・トレーディング	株式会社 ウエルシア薬局株	株式会社 ミドリ薬局	株式会社 DEIFAARMASHI	株式会社 Han	みずほ調剤株式会社
	新座市菅沢一〇一三七	東松山市西本宿一六九五 一〇二	飯能市岩沢二七一	所沢市寿町二三二二 グ レーシアタワーズT一〇	秩父市大野原四二九一三	坂戸市薬師町二三七三一	鶴ヶ島市富士見二一〇一	入間市久保稲荷四一三二 一三〇	本庄市日の出二一三一九	入間郡三芳町みよし台六 一四 ヴィラNS一 号
一日	平成二十八年八月一日	平成二十八年十二月一日	平成二十九年二月一日	平成二十九年一月五日	平成二十八年十二月一日	平成二十九年二月一日	平成二十九年二月一日	平成二十九年一月一日	平成二十九年一月一日	平成二十九年一月一日

ひまわり薬局 蓮 田店	有限会社 ひまわ り薬局	蓮田市根金一八一三一 〇	平成二十八年七月 一日
ケアーズ訪問看護 リハビリステーション さかど	株式会社 メデイ カルタスクフオー ス	坂戸市本町一三一三三 セントラルヒルズ一〇七 一	平成二十九年二月 七日
MC訪問看護ステ ーション	株式会社 MC	三郷市彦川戸一八四一 一	平成二十七年四月 一日
まちの保健室訪問 看護ステーション	株式会社 モアニ コミュニケーショ ンズ	川口市芝六九九〇一八二 一	平成二十八年十一 月一日
リハビリ看護セン ター フロンテイ ア	有限会社 フロン ティア	久喜市栗原四一七一 一	平成二十九年一月 十八日
訪問看護ステーション オレンジ	NPO法人 すま いる	新座市北野一二二二二 一	平成二十九年一月 一日

二 指定施術機関

氏名	住所	施術所		指定年月日
		名称	所在地	
小出 洋介		まつなが鍼灸 整骨院 水元 院	東京都葛飾区水元三 一四一六	平成二十八年九月十四日
横山 啓		名倉堂高久は りきゆう接骨 院	吉川市高久二一 一	平成二十八年十月十一日

山賀 優太	原田 祐樹	風間 夏美	山崎 光一	中島 勇	前田 賢二	酒井 明代	星 友和
やまが整骨院	ゆうき接骨院	さくら整骨院	山崎接骨院	みずほ台鍼灸整骨院	西浦和はり灸整骨院	明石接骨院	草加“道”はり灸接骨院
四―三五 新座市畑中二―	一―三 鴻巣市加美三―	一三 東京都板橋区上 板橋二―三四―	○ 三郷市幸房三四	富士見市東みず ほ台二―九―五 富士見ビル―F	一五 さいたま市桜区 田島五―二〇―	○九八―一 秩父市下影森一	一七 草加市金明町三
日 平成二十九年二月一	六日 平成二十九年一月十	日 平成二十九年二月一	十四日 平成二十九年一月二	日 平成二十九年二月一	日 平成二十九年二月一	一日 平成二十八年十一月	日 平成二十九年一月一

高橋 俊行	野村 洋一	横関 茂	中尾 亜希 子	木内 敦史	川岸 直生	山賀 美里
たかはし鍼灸接骨院	あん摩マッサージ治療院 らくらく倶楽部	リーフメデイカル	レイス治療院 さい たま南	大杉東都治療院	川岸 直生	やまが整骨院
所沢市西所沢一 一〇一九	熊谷市銀座一 九四	東京都東村山市 秋津町五一九 一六一	さいたま市南区 白幡四一三一 二五一四〇五	越谷市大杉七〇 七一六		新座市畑中二 四一三五
日 平成二十九年二月一	日 平成二十九年一月一	日 平成二十九年二月一	日 平成二十九年一月一	十日 平成二十九年一月三	一日 平成二十八年十二月	日 平成二十九年二月一

告示

埼玉県告示第二百五十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十九年二月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
医療法人 良心会 いるまクリニク	名称	医療法人 良心会の ぐち医院	医療法人 良心会 いるまクリニク
コスモ薬局 久喜	開設者名称	株式会社 コスモ調剤 薬局	コスモプラス株式会 社
コスモ薬局 黒浜	開設者名称	株式会社 コスモ調剤 薬局	コスモプラス株式会 社
コスモ薬局 蓮田	開設者名称	株式会社 コスモ調剤 薬局	コスモプラス株式会 社
コスモ訪問看護 リハビリステー ション 蓮田	開設者名称	株式会社 コスモ調剤 薬局	コスモプラス株式会 社

二 指定施術機関

荒井 宏之		新井 努		田部井 夏夫		細野 晃布		氏名
施術所所在地	施術所名称	施術所所在地	施術所名称	施術所所在地	施術所名称	施術所所在地	施術所名称	変更事項
F 八 戸田市本町四一 エクセルみたけ	戸田鈴木接骨院	八〇一 児玉郡美里町木部下谷	サト 治療院センドラン・ミ	五四一 群馬県伊勢崎市喜多町	げんき堂あさひ整骨院	黒二〇四 東京都目黒区下目黒三 一七―三二 ウイン目	黒店 からだ元気治療院 目	変更前
階一〇一 一三 62 戸田市本町四一 ハイツ	竹蔵接骨院	二四九―二 群馬県館林市成島町	KEIROW 館林ステーション	町六一八―二 群馬県太田市南矢島	ほねつぎ太田高林はりきゆう接骨院	狭山市祇園一八―四	優晃鍼灸整骨院	変更後

高橋 俊行		森谷 賢太郎		氏名
施術所所在地	施術所名称	施術所所在地	施術所名称	変更事項
一 所沢市久米一九七八ー	なごみ鍼灸接骨院	五 川口市栄町三ー四ー一	あみ鍼灸院・整骨院	変更前
〇ー九 所沢市西所沢一ー二	たかはし鍼灸接骨院	一七ー一 東京都板橋区赤塚一	あみはりきゆう院・あみ整骨院	変更後

告 示

埼玉県告示第二百五十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があつた。

平成二十九年二月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
ハロー薬局 日高	日高市高麗川一―六―四三	平成二十八年十二月二十八日
神田薬局	所沢市寿町二五―八	平成二十九年一月四日
にし内科・眼科クリニック	鶴ヶ島市富士見一―二―一 ワ カバウオーク 二F	平成二十八年九月十八日
保間歯科クリニック	本庄市見福二―二―三―一三	平成二十九年一月十一日
たかだ歯科・矯正歯科クリニック	富士見市西みずほ台三―二―二―一〇三	平成二十八年四月三十日
ひまわり調剤薬局	蓮田市根金一八―三―一―一	平成二十八年六月三十日
医療法人 双葉会 えぐち眼科	北葛飾郡杉戸町清地四―一―〇―二四	平成二十八年十一月三十日
ケミスト薬局 上尾店	上尾市愛宕三―九―二五	平成二十九年一月六日
田中耳鼻いんこう科	所沢市西狭山ヶ丘二―三―一―八一―一	平成二十八年十二月三十一日
ファイン薬局 本庄日の出	本庄市日の出二―二―九	平成二十八年十二月三十一日
横山内科循環器科医院	東松山市上野本一三二―六	平成二十八年十二月一日
ことぶき薬局 鳩ヶ谷駅前店	川口市里一六三〇―一	平成二十八年十二月三十一日

グリーンフォレスト 訪問看護ステーション	熊谷市広瀬八〇〇一三	平成二十九年二月一日
マイプルクリニク	所沢市山口三三ー一 グランデ ール二〇二号	平成二十八年十月三十一日
大信薬局 大野原店	秩父市大野原四二九一三	平成二十八年十一月三十日
桜歯科	新座市東北二一三ー一 二 ドライ ジーネM,s 一階	平成二十八年十一月三十日
桶川日出谷診療所	桶川市下日出谷西三一三ー四	平成二十八年十二月二十八日
榎本耳鼻咽喉科医院	東松山市材木町二一二九	平成二十八年十月三十一日
楢原医院	北本市東間七一二四二	平成二十八年十二月三十一日
医療法人社団 久史 会 藤巻歯科医院	草加市栄町三一三ー三	平成二十八年十二月十一日
高野歯科医院	春日部市中央四一四一 一四 板橋 ビル一F	平成二十八年十月三十日
有限会社 長寿薬局	本庄市寿二一ー一 一三	平成二十九年一月十一日

二 指定施術機関

中 謙 次 郎	氏 名	住所	
骨 院 た ぬ き の 森 整	名 称	施 術 所	
	三 一 一 二	所 在 地	
日	平 成 二 十 九 年 一 月 二 十 七	廢 止 年 月 日	

告 示

埼玉県告示第二百五十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出があった。

平成二十九年二月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
医療法人社団 ブライ トスマイル いぐち歯 科クリニック	所沢市緑町四―一―二九	平成二十九年二月二十日

告 示

埼玉県告示第二百五十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

平成二十九年二月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

ミヤノ薬局		有限会社 リーブ堂薬局オ		名称
川口市桜町五 一 二 七		狭山市青柳六 三 新狭山ハ イツ内		所在地
望月 まさみ		有限会社 リーブ堂薬局オ		開設者名
介護予防居宅 療養管理指導	居宅療養管理指導	介護予防居宅 療養管理指導	居宅療養管理指導	サービスの種類
平成二十九年 三月一日		平成二十九年 三月一日		指定年月日

告 示

埼玉県告示第二百五十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十九年二月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	株式会社大起エンゼル川口ヘルプセンター		翔裕園指定居宅介護支援センター		コスモ薬局 蓮田	株式会社大起エンゼル川口ヘルプセンター		家具の吉沢 屋所沢店
変更事項	事業所 所在地	事業所 所在地	事業者 名称	事業所 所在地	事業所 所在地			
変更前	川口市芝富士一 九一二五	鴻巣市上谷六八 七一	株式会社コスモ調剤薬局	川口市芝富士一 九一二五	所沢市山口八三 三			
変更後	川口市芝園町三 一〇一	鴻巣市東一 二五 一階	株式会社コスモプラス株	川口市芝園町三 一〇一	所沢市山口一八 五三			
サービスの種類	居宅介護支援		居宅介護支援		訪問介護 介護予防 訪問介護		福祉用具貸与 特定福祉 用具販売 介護予防 福祉用具貸与 特定介護 予防 福祉用具 販売	

三芳グループ プロホームそよ 風	在宅支援センター 悠友		あねとす訪問 入浴	ケア・アシス ト東鷺宮	訪問看護 ステーション コスモス	コスモ薬局 久喜	コスモ薬局 黒浜
事業所 所在地	事業所 所在地	事業所 所在地	事業所 名称	事業所 所在地	事業所 所在地	事業所 名称	事業所 名称
東京都港区南青 山二丁目一 四ユニマツト 山ビル	春日部市一ノ割 四一五七	春日部市一ノ割 四一五七	在宅支援センタ ーあねとす訪問 入浴	久喜市東大輪四 一一七	久喜市東大輪四 一一七	株式会社 モ調剤薬局 コス	株式会社 モ調剤薬局 コス
東京都港区北青 山二丁目一三 プラセオ青山ビ ル	春日部市道口蛭 田一六五七	春日部市道口蛭 田一六五七	あねとす訪問入 浴	久喜市桜田二 一一二	久喜市桜田二 一一二	コスモプラス株 式会社	コスモプラス株 式会社
認知症対応型 共同生活介護 共同生活介護 介護予防認知症 対応型共同生活 介護	居宅介護支援		訪問入浴介護 介護予防 訪問入浴介護	居宅介護支援	訪問看護 訪問看護 介護予防 訪問看護	居宅療養 管理指導 介護予防居宅 療養管理指導	居宅療養 管理指導 介護予防居宅 療養管理指導

コスモ訪問 看護師 蓮田	坂戸グループ プロホームそよ 風	所沢グループ プロホームそよ 風	坂戸西グループ プロホーム そよ風	坂戸東グループ プロホーム そよ風	上福岡グループ プロホーム そよ風
事業者 名称	事業者 所在地	事業者 所在地	事業者 所在地	事業者 所在地	事業者 所在地
株式会社 モ調剤薬局 コス	東京都港区南青 山二一七 四二一 山ビル	東京都港区南青 山二一七 四二一 山ビル	東京都港区南青 山二一七 四二一 山ビル	東京都港区南青 山二一七 四二一 山ビル	東京都港区南青 山二一七 四二一 山ビル
コスモプラス株 式会社	東京都港区北青 山二一七 プラセオ青山山ビ ル	東京都港区北青 山二一七 プラセオ青山山ビ ル	東京都港区北青 山二一七 プラセオ青山山ビ ル	東京都港区北青 山二一七 プラセオ青山山ビ ル	東京都港区北青 山二一七 プラセオ青山山ビ ル
訪問看護 訪問看護	認知症対応型 共同生活介護 介護予防認知症 対応型共同生活 介護	認知症対応型 共同生活介護 介護予防認知症 対応型共同生活 介護	認知症対応型 共同生活介護 介護予防認知症 対応型共同生活 介護	認知症対応型 共同生活介護 介護予防認知症 対応型共同生活 介護	認知症対応型 共同生活介護 介護予防認知症 対応型共同生活 介護

告 示

埼玉県告示第二百五十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

平成二十九年二月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

ケアセンターさくら苑本庄営業所				ふれあい多居夢戸田		名称
本庄市北堀一七九六				戸田市川岸三一五一		所在地
通所介護	介護予防訪問介護	通所介護	訪問介護	介護予防認知症対応型共同生活介護	認知症対応型共同生活介護	サービスの種類
平成二十八年十二月三十一日				平成二十九年二月二十八日		廃止年月日

告 示

埼玉県告示第二百五十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年二月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

SP共同ビル

埼玉県所沢市緑町一丁目二番

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 有限会社北村電機商会 代表取締役 塩谷實

東京都板橋区赤塚二丁目二番五号 外 計十者

（変更後） 有限会社北村電機商会 代表取締役 塩谷尚子

東京都板橋区赤塚二丁目二番五号 外 計十者

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 株式会社キャンドゥ 代表取締役 城戸博司

東京都北区浮間三―三―二 外 計百二者

（変更後） 株式会社キャンドゥ 代表取締役 城戸一弥

東京都新宿区北新宿二―二十一―一 外 計八十者

ハ 変更年月日

平成二十八年十月十七日外

ニ 届出年月日

平成二十九年二月十四日

二 縦覧期間

平成二十九年二月二十八日から平成二十九年六月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十九年二月二十八日から平成二十九年六月二十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第二百五十九号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を認可したので、同条第五項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年二月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所	所在地	面積（平方メートル）
新井 初男	埼玉県秩父市吉田石間二千九百三十四番地	埼玉県秩父市下吉田字兔田九千六百四十六番ほか二筆	六、九四〇
黒澤 眞一	埼玉県秩父市下吉田四百四十一番地	埼玉県秩父市下吉田字小暮九千五百七十九番	七三九
坂本 純友	埼玉県秩父市下吉田二千九百八十五番地二	埼玉県秩父市下吉田字兔田九千五百九十九番	一、五八六
高野 三好	埼玉県秩父市下吉田四千六百十八番地	埼玉県秩父市下吉田字小暮九千五百七十番ほか五筆	九、二〇六
丸山 健二	埼玉県秩父市下吉田三千七十一番地	埼玉県秩父市下吉田字兔田九千六百五番ほか一筆	一、五九七
壬生 昭征	埼玉県秩父市下吉田三千三百八十六番地	埼玉県秩父市下吉田字小暮九千五百十四番ほか一筆	二、〇八六
有限会社モリシゲ物産	埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目百八十二番地の二	埼玉県秩父市下吉田字小暮九千五百五十七番ほか六筆	八、五七八

大塚 安治	大塚 喜一	大島 芳雄	大川 宣久	江川 芳夫	井上 弘幸	五十嵐 和敏	荒卷 昭雄	網野 一郎	浅野 正二郎	青木 高
埼玉県加須市戸室 二百二十二番地	埼玉県加須市戸室 五百九十七番地	埼玉県加須市戸室 千二百十六番地	埼玉県北本市朝日 一丁目五十五番地	埼玉県加須市芋荃 三百五十五番地	埼玉県加須市鴻荃 七百十九番地	埼玉県加須市戸室 千四十四番地一	埼玉県加須市戸室 千二十六番地	埼玉県加須市戸室 千八百十三番地	埼玉県さいたま市 中央区円阿弥四丁 目十番二十六号	埼玉県加須市鴻荃 千四百九十八番地 一
埼玉県加須市戸室 字四番三百九十四 番	埼玉県加須市戸室 字四番三百七十六 番ほか三十三筆	埼玉県加須市戸室 字十一番八百七十 八番一ほか二筆	埼玉県加須市戸室 字四番三百七十四 番ほか三筆	埼玉県加須市戸室 字十三番千四百五 十五番一ほか一筆	埼玉県加須市戸室 字十三番千四百三 十六番ほか六筆	埼玉県加須市戸室 字四番三百六十番 ほか三十四筆	埼玉県加須市戸室 字五番五百五十八 番一ほか九筆	埼玉県加須市戸室 字十二番千二百二 番一	埼玉県加須市戸室 字十三番千四百五 十四番一	埼玉県加須市戸室 字十一番八百八十 六番一
一、一五七	三二、四二五	二、九五四	四、六五四	二、五三四	六、三四四	二二、二一〇	九、一二五	一、〇三四	一、〇七八	四九九

折原 登	奥貫 清己	奥木 敏夫	岡部 武次	岡部 栄	岡部 榮一	岡田 辰夫	岡田 節子	大塚 杲一	大塚 國夫	大塚 達次
埼玉県加須市鴻荃 六百五十四番地	埼玉県加須市栄三 百六十五番地	埼玉県加須市戸室 百五十五番地	埼玉県加須市戸室 千三十七番地一	埼玉県加須市戸室 千百七十八番地	埼玉県加須市戸室 千百六十四番地	埼玉県加須市中ノ 目二百六十七番地	埼玉県加須市中ノ 目六百四十番地一	埼玉県加須市戸室 千九十九番地一	埼玉県加須市戸室 千七十一番地	埼玉県加須市戸室 千百四十八番地二一
埼玉県加須市戸室 字十三番千四百十 四番ほか一筆	埼玉県加須市栄字 樋堀南百八十七番 一	埼玉県加須市戸室 字四番三百三十九 番一ほか九筆	埼玉県加須市戸室 字五番五百四十番 一ほか九筆	埼玉県加須市戸室 字七番六百四十一 番ほか四筆	埼玉県加須市戸室 字七番六百六十番 一ほか三筆	埼玉県加須市戸室 字四番三百三十五 番ほか十三筆	埼玉県加須市戸室 字四番三百三十七 番三	埼玉県加須市戸室 字四番三百九十番 ほか三筆	埼玉県加須市戸室 字五番四百六十三 番一ほか三筆	埼玉県加須市戸室 字四番四百九番一 ほか五筆
二、 五八八	五六五	六、 〇一六	六、 一三四	四、 五三七	二、 五五六	一、 二五四	四九〇	四、 一三〇	三、 八九一	五、 七七一

橋本 早苗	萩原 直市	根岸 佐吉	戸田 昭夫	都築 克己	関根 栄治	関口 修二	関口 欣司	島村 辰夫	篠原 守一	真田 時夫
埼玉県加須市戸室 千二百四十九番地	埼玉県加須市戸室 千八十七番地	埼玉県加須市日出 安千二百九十九番 地一	埼玉県加須市戸室 千二百七十三番地	埼玉県加須市下種 足四百八十三番地 二	埼玉県加須市根古 屋百五十番地	埼玉県加須市鴻荃 六百九十七番地	埼玉県加須市鴻荃 六百八十九番地二一	埼玉県加須市戸室 千十番地一	埼玉県加須市戸室 二百五十番地	埼玉県加須市戸室 千二百二番地一
埼玉県加須市戸室 字五番五百五十番 一ほか八十五筆	埼玉県加須市戸室 字四番四百二十六 番ほか十一筆	埼玉県加須市日出 安字上七百十番ほ か二筆	埼玉県加須市戸室 字十一番八百三十 二番一ほか十一筆	埼玉県加須市戸室 字七番五百九十二 番ほか四筆	埼玉県加須市牛重 字下裏九百三十一 番ほか一筆	埼玉県加須市戸室 字十三番千四百五 十番	埼玉県加須市戸室 字十三番千四百五 十二番	埼玉県加須市戸室 字十一番八百十五 番二	埼玉県加須市戸室 字四番三百七十三 番ほか八筆	埼玉県加須市戸室 字十三番千四百十 六番
六〇、五四三	五、六〇〇	二、九〇六	一一、七〇〇	四、九七一	二、〇三〇	一、二〇四	八四六	三二二	六、九四五	五九〇

矢部 勝二	矢島 恒男	森戸 政治	宮崎 芳夫	峯岸 房雄	松永 泰司	松永 訓一	深町 健二	長谷部 敬治	長谷川 享夫	槇本 恒義
埼玉県加須市中ノ 目三百四十八番地	埼玉県加須市戸室 千百九十番地	埼玉県加須市飯積 千七百七十九番地	埼玉県加須市鴻荃 千四百七十六番地	埼玉県加須市戸室 千二百七十九番地	埼玉県加須市中ノ 目五百七十六番地	埼玉県加須市戸室 二百二十番地	埼玉県加須市鴻荃 千四百七十番地	埼玉県加須市芋荃 三百三十九番地一	埼玉県加須市戸室 千三十一番地	埼玉県加須市戸室 千二百十五番地二一
埼玉県加須市戸室 字五番四百七十七 番	埼玉県加須市戸室 字七番六百二十四 番一ほか二十二筆	埼玉県加須市栄字 神出二千五百六十 八番ほか一筆	埼玉県加須市戸室 字十三番千四百五 十八番一	埼玉県加須市戸室 字四番三百三十七 番一ほか十一筆	埼玉県加須市戸室 字四番三百四十二 番	埼玉県加須市戸室 字四番三百四十一 番	埼玉県加須市戸室 字十三番千四百六 十七番一	埼玉県加須市戸室 字十二番千三百七 十五番	埼玉県加須市戸室 字五番五百二十番 一ほか十筆	埼玉県加須市戸室 字四番三百三十四 番ほか三十七筆
一、〇〇一	一四、七〇一	一、九九五	三八一	九、六五四	九〇八	七二二	四七一	一、五二二	九、六八四	三九、三三八

相上 友男	和田 晴夫	渡邊 弘	和代 守明	若山 和一	若山 幸夫	若山 直吉	若山 新一	若山 悦雄	若林 甚一	山下 廣克
埼玉県鴻巣市北根 百三十九番地	埼玉県加須市西ノ 谷八十七番地	埼玉県加須市駒場 二十番地二	埼玉県加須市戸室 千九番地	埼玉県加須市戸室 千八百八番地	埼玉県加須市戸室 千七百七十四番地四	埼玉県加須市戸室 千二百五十五番地三	埼玉県加須市戸室 千二百二十七番地	埼玉県加須市戸室 千六十番地	埼玉県加須市下崎 五百五十七番地	埼玉県加須市戸室 千八十一番地
埼玉県鴻巣市北根 字落合百二十六番 一ほか九筆	埼玉県加須市戸室 字四番四百三十二 番ほか一筆	埼玉県加須市駒場 字駒場十六番四ほ か四筆	埼玉県加須市戸室 字七番六百十四番 一ほか八筆	埼玉県加須市戸室 字五番四百七十九 番ほか三筆	埼玉県加須市戸室 字五番四百六十一 番ほか三十四筆	埼玉県加須市戸室 字十一番八百五十 番ほか十筆	埼玉県加須市戸室 字四番三百五十九 番ほか九筆	埼玉県加須市戸室 字四番三百八十三 番一ほか十三筆	埼玉県加須市戸室 字四番三百五十六 番	埼玉県加須市戸室 字四番三百七十九 番ほか九筆
七、二〇四	二、二六八	三、七四三	五、三八八	三、九二八	三八、七八四	一〇、一八一	七、一〇六	九、四四七	一、〇〇〇	五、九一七

神田 秀昭	小倉 繁	榎本 善四郎	石渡 文夫	石渡 茂	浅子 實	赤沼 和典	三ツ木 宏之	小林 洋一	アサヒ農研株式 会社	アグリグリーン 株式会社
埼玉県越谷市大字 船渡千七百二十七 番地	埼玉県越谷市千間 台東三丁目十八番 地一	埼玉県越谷市大字 三野宮千九百十二 番地	埼玉県越谷市大字 船渡千七百五十五 番地	埼玉県越谷市大字 船渡千七百六十番 地	埼玉県越谷市大字 船渡千九百四番地	埼玉県さいたま市 岩槻区大字野孫二 百五十七番地	埼玉県鴻巣市前砂 三百二十五番地	埼玉県鴻巣市明用 三百七十五番地	埼玉県鴻巣市北根 千六百四十三番地	埼玉県久喜市菖蒲 町小林三千四百十 一番地一
埼玉県越谷市大字 船渡字大鳥前千二 百八十二番一ほか 十筆	埼玉県越谷市大字 船渡字島添八百七 十二番一ほか二筆	埼玉県越谷市大字 大松字深石二百九 十四番一ほか二十 六筆	埼玉県越谷市大字 船渡字大鳥前千三 百四番一ほか五筆	埼玉県越谷市大字 大松字深石二百五 十三番一ほか四筆	埼玉県越谷市大字 船渡字仕込千二十 五番一ほか四筆	埼玉県越谷市大字 船渡字仕込千三十 一番ほか二十二筆	埼玉県鴻巣市屈巢 字中島七千四百七 番ほか一筆	埼玉県鴻巣市大芦 字土橋二百一番一 ほか百七筆	埼玉県鴻巣市北根 字北根五百九十八 番ほか八筆	埼玉県鴻巣市新井 字本村二十八番ほ か二十七筆
五、五三二	二、八六三	一七、四五一	五、二五七	四、七七五	二、七六一	一七、七五八	四、九三三	九九、七二八	二〇、五四四	二八、七一一

木村 保	山下 正夫	八木 富作	新坂 真之	中島 茂	須加 初男	白鳥 光雄	渋谷 勇	駒崎 孝	小早川 久夫	小島 一仁
埼玉県本庄市児玉町入浅見九百十三番地一	埼玉県比企郡吉見町大字南吉見二千二百二十八番地	埼玉県越谷市大字船渡千三百四十八番地	埼玉県越谷市大字恩間新田三百七十番地	埼玉県越谷市大字小曾川二百七十五番地	埼玉県越谷市大字平方百七十六番地二	埼玉県越谷市大字弥十郎百六十七番地	埼玉県越谷市大字増森二千三百九十五番地一	埼玉県春日部市銚子口六百三十九番地	埼玉県越谷市大字平方千八十九番地	埼玉県春日部市増田新田二百七十三番地
埼玉県児玉郡美里町大字古郡字遠切七百十二番	埼玉県比企郡吉見町大字西吉見十二番ほか一筆	埼玉県越谷市大字船渡字大鳥前千六百番ほか六筆	埼玉県越谷市大字船渡字仕込八百七十八番一ほか二十五筆	埼玉県越谷市大字船渡字島添八百五十四番一ほか三十八筆	埼玉県越谷市大字船渡字大鳥前千四百六番一ほか二十八筆	埼玉県越谷市大字船渡字島添八百七十五番一ほか二筆	埼玉県越谷市大字大松字深石三百二十四番一ほか十九筆	埼玉県越谷市大字大松字小谷島三百六十七番一ほか二十八筆	埼玉県越谷市大字大松字深石二百二十一番一ほか三十一筆	埼玉県越谷市大字船渡字仕込九百五十九番一ほか二十八筆
一、九五〇	四、〇一五	二、七六二	一七、〇三九	一五、八七六	一八、八二六	二、七六三	一六、九八七	一八、一六四	一九、八六七	一八、七一一

イオンアグリ創 造株式会社	丸源アグリ株式 会社	ひびきの農産株 式会社
千葉県千葉市美浜 区中瀬一丁目五番 地一	埼玉県北葛飾郡杉 戸町大字下高野三 百六十一番地一	埼玉県本庄市早稲 田の杜一丁目十四 番一号
埼玉県北葛飾郡松 伏町大字築比地字 馬場六百十四番一 ほか七十六筆	埼玉県南埼玉郡宮 代町大字和戸字沖 野山千四十九番一 ほか二筆	埼玉県児玉郡美里 町大字古郡字遠切 七百十二番
四一、二九七	二、五一一	一、九五〇

二 認可年月日

平成二十九年二月十七日

告示

埼玉県告示第二百六十号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第五十一条の十六の規定により、次の表の上欄に掲げる事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託する。

平成二十九年二月二十八日

埼玉県知事 上田清司

委託事務	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
放置違反金の収納の取りまとめに関する事務	東京都江東区豊洲三丁目三番三号 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 代表取締役 岩本敏男	平成二十九年三月一日から平成三十二年二月二十九日までの間
直営店及び加盟店における放置違反金の収納に関する事務	東京都中央区日本橋一丁目一番一号 国分グローサーズチェーン株式会社 代表取締役 横山敏貴	同右
	東京都港区港南一丁目八番二十七号 株式会社しんきん情報サービス 代表取締役 山城恵司	同右
	神奈川県横浜市中央区日本大通十七番地 株式会社スリーエフ 代表取締役 山口浩志	同右
	群馬県前橋市亀里町九百番地 株式会社セーブオン 代表取締役 平田実	同右
	北海道札幌市中央区南九条西五丁目四百二十一番地 株式会社セコマ 代表取締役 丸谷智保	同右
	東京都千代田区二番町八番地八 株式会社セブンーイレブン・ジャパン	同右

<p>代表取締役 古屋一樹</p>	<p>東京都豊島区東池袋三丁目一番一号 株式会社ファミリーマート 代表取締役 澤田貴司</p>	<p>広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 六百六十五番地の一 株式会社ポプラ 代表取締役 目黒真司</p>	<p>千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地 一 ミニストップ株式会社 代表取締役 宮下直行</p>	<p>東京都千代田区岩本町三丁目十番一号 山崎製パン株式会社 代表取締役 飯島延浩</p>	<p>東京都品川区大崎一丁目十一番二号 株式会社ローソン 代表取締役 玉塚元一</p>
	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年二月二十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

一 許可番号

平成二十九年二月二十日

指令川建セ第二七〇〇九三一号

二 検査済証番号

平成二十九年二月二十三日

川建セ第二八〇〇七〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡嵐山町大字志賀字松原六百七十番六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市大字東平千五百五十一番地 日本製紙ケミカル社宅一―一

大内 淳 大内 杏菜

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年二月二十八日

埼玉県越谷建築安全センター所長 渡 辺 賢 司

一 許可番号

平成二十九年二月十三日

指令越建セ第二八〇〇一〇二号

二 検査済証番号

平成二十九年二月二十二日

越建セ第四四一―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字中百六番三、百六番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県春日部市粕壁東六丁目九番三十一号 アイメゾンB二〇三

岩本 宏樹

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年二月二十八日

埼玉県越谷建築安全センター所長 渡 辺 賢 司

一 許可番号

平成二十九年二月二十二日

指令越建セ第二七〇〇三〇三号

二 検査済証番号

平成二十九年二月二十四日

越建セ第四四二―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町宮代台一丁目三百三十一番五十二、三百三十一番六十八、三百四十六番百三十八、三百五十番三、三百六十八番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町和戸二丁目六―十三

小島 誠

告 示

埼玉県選管告示第九号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十九年二月二十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

日 時	平成二十九年 三月三日（金） 午前十時
場 所	選挙管理委員会室
議 題	1 白岡市長選挙における選挙の効力に 関する審査の申立てについて 2 その他
日 時	平成二十九年 三月七日（火） 午前十時